

「裁判員経験者との意見交換会」議事録

1 日 時

平成28年3月7日（月）午後6時00分から午後7時37分

2 場 所

長崎地方裁判所大会議室

3 主催者

長崎地方裁判所

4 参加者

裁判員経験者 5名（1～5番（以下番号で表記））

長崎地方裁判所長 岸和田 羊 一（司会）

長崎地方裁判所裁判官 宮 本 聡（刑事部部総括判事）

長崎地方裁判所裁判官 富 張 真 紀（刑事部判事）

長崎地方検察庁検事 寺 嶋 勇 祐

長崎県弁護士会所属弁護士 山 本 真 邦

5 議事内容等

別紙のとおり

(別紙)

1 所長あいさつ

○ (司会者)

これから意見交換会を始めたいと思います。私は本日の進行役を務めます長崎地方裁判所長の岸和田と申します。どうぞ、よろしくお願いいたします。

裁判員制度が始まり6年が経過し、これまで長崎でも多くの裁判員裁判の審理、判決が行われ、多くの方々に裁判員又は補充裁判員として裁判員裁判に参加していただきました。

本日の意見交換会には、5人の裁判員経験者に御参加をいただきました。裁判員経験者の皆さんには、お忙しい中、意見交換会に御参加いただきありがとうございます。

皆さんには、裁判員としての経験を振り返っていただき、御意見や御感想をお話しいただきたいと思います。そして、伺った御意見などを今後の裁判員裁判の運用に生かし、わかりやすく、充実した裁判員裁判を行っていきたいと思っております。

それでは、裁判員経験者以外の参加者を御紹介いたします。検察庁からは寺嶋勇祐検事、弁護士会からは山本真邦弁護士、裁判所からは宮本聡判事と富張真紀判事に出席していただいております。

4人の方々には、裁判員経験者の皆さんからの質問に答えていただいたり、時間があれば、裁判員経験者の方々に質問していただくことがあるかもしれません。どうぞ、よろしくお願いいたします。

本日の進行ですが、まず始めに裁判員経験者の方々から、全般的な感想を伺い、その後、意見交換を進めていきたいと思います。意見交換会は、1時間程度を予定しています。その後、休憩を挟んで、報道機関の皆さんからの質問の時間を20分間設けています。皆さんの御協力をお願いいたします。

2 意見交換

□ 裁判員裁判に参加しての全般的な感想，印象

○ (司会者)

最初に，裁判員経験者の皆様に，順に，参加しての全般的な感想，御意見をお話をしていただきたいと思います。

1 番の方から順に，お願いしたいと思います。

○ (1 番)

まさか自分が選ばれるとは思わなかったんです。選ばれた時点では一応やってみようと思ってたんですが，正直言って，物すごくプレッシャーがありました。裁判長さんがいらっしゃるんですけど，皆さんたちと一人の人に対して刑を自分たちが考えるのは，やっぱり大変な仕事だなっていうのがありました。私は本当に何も分からない主婦ですから，主婦の立場からの物の考え方とかしか言えなかったんですけど，自分が何げなく見てた新聞でもニュースでも，やっぱりもう一回見るようになったんですよね。裁判員裁判制度の事件とかあれば，あっ大変よねって思う自分が今でもいるんですよ。この前の川崎の事件でも，大変よねって思うんですけど，私たちはただ量刑の件についての裁判員だったんですけど，大変じゃないかなって，一般の人たちがそういうふうに参加するっていうのは物すごく大変なことだと私は思いました。

○ (司会者)

ありがとうございました

2 番の方。よろしく申し上げます。

○ (2 番)

ただ漠然として，最初本当に不安で，プレッシャーと言えばいいのか，本当に緊張してました。でも，裁判員裁判に参加して，見方というのは確実に変わったというのが断言できるので，経験にはなったとは思ってます。今までただ漠然にああそうなんだ，っていうのしかなかったのに，何でなんだろう

う、何でそうなっちゃったんだらうっていうのを考えるようになりました。本当に大変で、不安とかそういうのもあるけど、勉強には、一つの経験にはなったなというのが確実にあると思います。

○（司会者）

どうもありがとうございました。2番の方の事件は、息子さんが認知症のお母さんを怪我をさせて死に至らしめたという傷害致死の事件でしたよね。

3番の方も同じ事件だったんだと思いますけれども、御感想をよろしくお願いします。

○（3番）

1番、2番の方と同じく、貴重な体験をさせていただいたというのが一番の感想ですけど、その中で、今言われた事案で、ちょうどその事件があった日が、私の大事な人が心不全で亡くなったのと重なり、被告人の境遇と重なって、裁判長さんとか判事さんに迷惑をかけたことがあったんですよね。このままじゃ、ずっとこの裁判には参加できないなという気持ちがあったんですが、皆さんのそれぞれメンバーの人とか、皆さんの助けで何とか4日間過ごすことができました。

裁判にかかわった感想ですけど、黙秘権という権利がありますよね。それがちょっと素人ながらちょっと矛盾するんじゃないかなっていう気持ちが強いんですよね。その場で出された証拠とか発言、証言だけで、果たして判断していいのか。また、私は、裁判員制度での裁判員の働きは何かなと考えたときに、裁判長さんたちが今までしてきた裁判の中にたまたま私ら素人が入って、まだ表に出ていない奥深い内容をどこまで引き出せるのかとか、裁判の進め方とかに私の経験とか体験とかがちょっとでも参考になればと思って、一生懸命話をしたところもあるんですけども、それで果たして真実はどうだったのかなっていうことも正直思いました。先ほども言われたように、長崎の方ではそんな重い事件は余りなくて、比較的たやすいつて言ったら失礼で

すけど、気持ち的にはちょっと楽でした。

○（司会者）

ありがとうございました。それでは、4番の方、これは大学生の強制わいせつ致傷の事件でしたですかね。よろしく願いいたします。

○（4番）

よろしく願いします。まず裁判員に選ばれた時点で、選ばれることはないだろうっていうぐらいの気持ちだったので、法律も勉強してない自分ができるのかという不安でいっぱいの中、8日間過ごさせていただきました。裁判の進行の中で、証人の方のいろんな話を一つの事件に対して聞いて、真剣に考える中で、それぞれの皆さんの立場だったりいろんな事実を聞きましたが、そのときその方の意見を聞くと、そっちに気持ちもいきますし、自分の気持ちをコントロールして、本当に客観的に事件を見るということをしごく考えながら過ごしてました。でも本当に思ったのは、裁判所に自分が来ることはないだろうと思ってたんですけど、こうやって選ばれると、身近なものというか、来ることもあるんだなというところから、裁判が終わっても事件があったときに新聞も見るようになりましてし、ニュースでもこれは裁判員裁判なのかなとか、考えるだけでも自分の中では変わったのかなっていう気持ちです。

○（司会者）

ありがとうございました。

5番の方は、今年の1月からの強制わいせつ致傷の事件でしたね。よろしく願いします。

○（5番）

裁判員に選ばれるということは、私も全くの想定外で、全く何も考えていなくて、自分は選ばれるはずがないという確信のもとで参加したのですが、どういうわけか選ばれてしまって、そのときから一生懸命頑張らないといけ

ないなと思いました。裁判所に来て審理するところを見たことがなかったので、どういうものか全くわかりませんでした。自分が頑張ったらいいと思って、精いっぱい頑張りました。それでも、私も見たとおりの60代の年寄りですので、ちょっと頭が頑固になって、切りかえがなかなかできなくて非常に苦しみました。裁判が終わった後、最近ずっと考えることなんですけども、私のような年をとった人が裁判員に選ばれるよりも、もっと若い人が選ばれたほうが社会のためになるんじゃないかなと、そういうことなどちよくちよく考えたりしました。私自身も一生懸命やったので、悔いはありませんけど、ただ思ったことは、もっと若い人が参加してもらって、というふうなことを思っています。

○ (司会者)

若い人も年配の方もいろんな方が参加する、いろんな視点から光を与えるというところがよさでもあります。どうもありがとうございました。

□ 審理のわかりやすさ

○ (司会者)

この後は、テーマごとに御意見をうかがっていきたいと思います。

審理のわかりやすさはどうでしたか。わかりやすさといいますと、言い分がわかりやすかったか。あるいは、証拠を出しての立証がわかりやすかったかどうかというような問題になります。審理の場では、検察官と弁護人が主張、立証するわけですけれども、わかりやすさの点はどうだったでしょうか。

1番の方からうかがいましょうか。

○ (1番)

1年ちょっと前のことだから忘れてしまったところもありますけど、私は多分2番目に座ったんですよね。モニターがあるんですけど、それを一生懸命見てました。私は法律はわかりませんから、弁護士さんの言うことも一理あるなとも思うし、検察官の方の言うことも、ああそうよねって、ほかの裁

判員の方とそんなことを話したような気がします。

○（司会者）

強盗致傷で懲役7年という重い事件でしたですね。検察官，弁護士，いずれもまあわかりやすかったというところですかね。

2番の方，いかがでしょうか。

○（2番）

審理とか心証はとりやすいとは思ったんですけど、逆にとりやす過ぎたと思いました。例えば検察の方の話を聞けばそっちに傾いちゃって、弁護士の方のほうを聞いちゃうと、そっちに傾く。わかりやすくしてくださってるのが十分わかり、それでも、聞けばやっぱり片寄ってしまう。てんびんとかそういうのであれば、平衡にしていることができない。そういった意味で、逆にとりやす過ぎて、おもりがどちらかに傾き過ぎるのかなとも思いました。内容をわかりやすく言ってくれるんで、本当にガタンって傾いちゃうんですね。もう反対の意見を聞けばまたガタンと落ちちゃう。その平衡にしていくのが大変だったっていう印象ですね。

○（司会者）

わかりました。

それでは、3番の方，お願いします。

○（3番）

私の場合は先ほども言ったように、情動的にちょっと加害者のほうの気持ちができるような感じがちょっと強かったもので、弁護士さんとか検事さんの話もわかりやすく、ボードとかも説明にあって、これは弁護士さんと検察側の人の戦いなんだとか思いながらも、私としてはどうしても、それはいけないんですけど、ちょっと同情心のほうが強くて、最後までそんな気持ちでした。

○（司会者）

ありがとうございます。

1番から3番の方は、自白していた事件で、刑の重さが問題になった事件ということだと思います。4番以降の方は、事実関係も否認しているところがあった事件でした。

4番の方、事実があったかどうかなど、わかりやすさはいかがでしたでしょうか。

○ (4番)

こういうことで争いますという論点が、初日の時点でこういう事件ですつていうのを伺いましたので、わかりやすかったです。

○ (司会者)

どこに争いがあるかというのははっきりわかったということですが、その後のやった、やってないという立証とか言い分、そのあたりは、検察官と弁護人のわかりやすさはどうだったですかね。

○ (4番)

そうですね。一つのことに対して、それに割と時間をかけて、検察官の方と弁護人の方が、資料とかビデオなども取り入れて見せていただきましたので、その点はすごくイメージしやすく、わかりやすかったです。

○ (司会者)

ありがとうございます。

5番の方、お願いします。

○ (5番)

検察官の方の言葉も、声も、はっきりと聞こえたので、検察官の方のほう
が頭の中に物すごく残りました。弁護人の方の説明はやや言葉が聞きづらく、
一生懸命聞くのがきつかったです。もうちょっとはっきり耳に聞こえる、理
解できるような言葉づかいで言ってもらえば、もうちょっとわかりやすかつ
たかなとは思っています。私の場合は、病気が入ってたのでそのところでもう

何が何やらわからなくなってしまうところがあったので、それを乗り切るために結構寝つきが悪くなるぐらい、家に帰ってから考える時もありました。

○ (司会者)

病気の問題というのは、被告人の方の抱えている病気なんですね。精神疾患というようなことが問題になってましたけど、その病気を理解するのがなかなか難しかったというようなところですか。

○ (5番)

ええ。私としては、そういう病気の人との接触が今までほとんどなかったので、そういう人たちの世界がどういう世界か、私としてなかなか理解しがたかったんですけど、病気を鑑定してくれた先生の鑑定結果をもとに一生懸命考えました。

○ (司会者)

鑑定の先生の説明はわかりやすかったですか。

○ (5番)

説明はわかったんですけども、その病気自体がわかりにくかったかなと思います。そのところで物すごくプレッシャーが大きくて、夜も寝つきが悪くなるぐらい考えたことがありました。

○ (司会者)

ありがとうございました。

一つ、お尋ねしますと、事実が争われたときの立証活動では、証拠を出して立証しますけども、証人の方が出てきて証言をする場合があります。証人の方が出てこなくて、調書、検察官の方々が調書を作成していて、その調書を朗読して調べる場合もあったかと思います。そのわかりやすさは、違いはありましたでしょうか。

確か1月の事件は両方ともありましたですかね。2つの方法があったのは、覚えていらっしゃると思いますか。

○ (5番)

はい。審理する上で、まず事実ですかね。それを見つけるために、中立というんですかね、できるだけ片寄った目で見ないように、両方の主張する中で正しい面を見つける努力を一生懸命したので、結果として正しい事実が見つけられたのでは、とは思っています。

○ (司会者)

ありがとうございました。

審理のわかりやすさの関係で、検事の方、宮本裁判官、あるいは裁判所から何か御意見、御質問ございますでしょうか。

○ (寺嶋検察官)

司会者から質問があった件なんですけれども、確かに裁判員の皆さんの前で直接証人の方にお話をしてもらおうというのが皆さんの目の前で起こることですのでわかりやすいと検察官ももちろん思っています。その一方で証人になれる方に時間をさいて証人尋問といって裁判所でお話をさせていただくに当たって、検察官としては準備に時間を要するなど証人の方にも大変な御苦勞をおかけするというのもまた一方で事実なんですね。なので、裁判所で立証する際にですね、いずれの方法がわかりやすいのかということを検察官の立場からもできればお聞かせいただければ、今後の立証のあり方についても参考になりますので、その点、今お答えいただいた5番の方以外の方で、御意見があれば、感想があれば聞かせていただきたいと思います。

○ (宮本裁判官)

4番の方は、被害者と目撃者の証言は聞きましたよね。供述調書朗読はどうでしたか。検察官が調書を朗読して、供述者は法廷に来なかったっていう人っていましたかね。

○ (4番)

そうですね、私が携わった事件の場合は、証人の方が多かったっていう印

象です。

○ (官本裁判官)

わかりました。1番の方の事件は、被害者の方は、高齢の女性だったんですけど、法廷には来なかったんですよね。供述調書を読んでもんですけど、そこはどうでしたか。やっぱり本人さんにちょっと聞きたいことがあったとか、そういうのはありましたかね。

○ (1番)

そうですね。多分来てなかったですね。でも検察官の出した怪我をされたところの証拠がありましたよね。あれを見たときに、切りつけられた場所がわかりましたよね。多分写真か何かを見せられたと思いますけど、そのときに、ああやっぱりあるんだ、こういうことがってというのが第一印象でした。私は見せられてよかったとは思いました。

○ (司会者)

ありがとうございました。

□ 量刑を中心とする評議についての感想, 意見

○ (司会者)

それでは、次の項目に移りたいと思います。

刑をどうするかという評議について、裁判所から、刑の考え方をどうするかという説明があったかと思います。犯情とか、一般情状とかいう言葉もあったりしますが、どのように刑を考えればいいのかという裁判所の説明はわかりやすかったでしょうか、どうでしょうか。2番の方いかがですか。

○ (2番)

それ自体は多分わかりやすかったのかなとは思ってます。説明がわからなかったらもう一度とか、わかるまで説明してくれるような感じだったんで、そのこと自体にはわかりやすかったのかなって思います。

○ (司会者)

4番の方いかがですか。

○ (4番)

割とそれぞれ皆さんの意見を、本当に満遍なく聞いていただいて、発言する機会もそれぞれ与えていただきましたし、一つのことでも意見が分かれたりとかすれば、みんなが納得じゃないですけど、意見が落ちつくまでしっかりと時間をかけて評議できたのではないかなと思ってます。

○ (司会者)

評議は、量刑、刑をどのくらいの重さにするかというところもありますが、事実が争われてる場合に、どちらの事実を認定するかという事実認定の問題もあったりしますが、事実認定の評議は十分できた感じがしますでしょうか、どうでしょうか。事実認定が争われたのは、5番の方どうですかね。

○ (5番)

私たちの場合は普通の裁判と違って、ちょっと期間が長かったんですよ。その期間が長かった分だけ、事実認定の評議も量刑に対する評議も十分にできたのではないかなとは思っています。

○ (司会者)

期間が長かったというのは、事件から裁判になるまでも長かったですけども、今おっしゃられたのは、審理の期間が、回数を9回か10回ぐらい十分とれたということですね。

○ (5番)

はい、そうです。

○ (司会者)

評議については、富張裁判官どうですかね。スムーズにいくものなんですか。なかなかめたりするようなことがあるものなんですかね。

○ (富張裁判官)

私はまだ裁判員裁判を多数回経験しているわけではありませんし、事件に

よって裁判員の方々は毎回全く違うメンバーですので、それぞれ何か途中で少し悩むとかあって、全てスムーズに行くわけではないと思います。でも、施行前に思ったよりも皆さんが積極的に意見をおっしゃってくれるので、裁判長は交通整理役で、私たちは議論がたくさん出てくるのでそれを忘れないようにホワイトボードに主要な点を書きとめていくっていう交通整理をさせていただいている、何か行き詰まって全然運営が進まないというようなことはないかなというふうに感じております。

○ (司会者)

3番の方にお尋ねします。息子さんがお母さんを死に至らしめたという傷害致死でしたけれども、大分悩まれたということでした。懲役3年の5年間執行猶予という実刑か執行猶予か、ぎりぎりのような判決に見えますけども、評議は満足されましたでしょうか、どうでしょうか。

○ (3番)

ええ、やっぱりいろいろな意見があったんですけども、今、富張判事からあったように、ホワイトボードに書いてもらってですね。それで量刑の前例の表があったんですよ。それと照らし合わせながら、同じような似たような例があったので、ちょっとそれも助かったこともありますし、この事案、私たちが携わったのは親子という関係性と殺意があったかとか、そういうのが心情的にわかりやすい事案だったので、私が思っていたような感じの量刑になったっていう感じです。それは前例があったので、それを参考にしてわかりやすかったです。

○ (司会者)

ありがとうございました。

量刑の評議について、御質問がございませんでしょうか。山本弁護士さん、何か評議について、お尋ねしたいこととかありますでしょうか、どうでしょうか。

○ (山本弁護士)

端的に聞きますけれども、私は事案はわかりませんが、裁判所のほうから、行為として何があったか、被告人の人がやった行為を重視してくださいという話があったと思います。それ以外に弁護人の人から、行為以外のいろんな事情、監督者がいるとかですね、こういう被告人の背景事情、何で事件が起こったのかとかそういうことをいろいろ言っていたと思うんですけども、その辺ってというのは、皆さんの中では自分の意見を決めるに当たって大きなウエートを占めたのか、それとも行為というものを重視されたのか、その辺はどうだったのでしょうか。

○ (司会者)

いかがですかね。どなたでも結構ですが。3番の方いかがですかね。

○ (3番)

証人が一番仲のよいお姉さんだけだったんですよね。文章の中に生前の親子の関係性とかそういうのが記載あったんですけども、それを証明するっていうのがなかったんで、私らの質問の中で、どこまでどういう関連性があったのかっていう意味を込めて探ったんですけども、表に出るのは大体想像できるような光景でした。

○ (司会者)

2番の方も3番の方と同じ事件だったと思いますけれども、刑を考えるに当たって、犯行自体と犯行とは違うそのほかの要素ですかね、そんなところのどれを重視するかという点については、どんな御感想を持ちましたですかね。

○ (2番)

自分が携わったのは、やったことは認めてたっていう事件で、だからどうしても背景のほうに寄ってしまう。やってないって言うんだったら、もしかしたらやったことに対しての比重になってるのかもしれないけど、それでも

背景はこうなんだよってというのは、やっぱり必要ってというのは思ったんで、どうしても背景ってというのが比重が大きいのかなと思います。その背景をどこまで探っていいのかってというのが、本当に困ったというか、わからなかったですね。

○ (司会者)

ありがとうございます。

□ 裁判員裁判を経験しての精神的負担等について

○ (司会者)

それでは、次のテーマに入らせていただきます。精神的な御負担があったと思われますけれども、これについて御意見をいただきたいと思います。

1番の方、いかがでしょうか。実刑7年という強盗致傷の事件でしたですけれども、精神的な御負担はいかがでしたでしょうか。

○ (1番)

私は、やっぱり裁判所に来ること自体がはっきり言って苦痛でした。3日間ですけど、9時から5時まで、皆さんといけばよかったんですけど、2日目がやはり体に異変が起きたというか、もう朝起きたくないっていうのがあったんですよね。そういうのは初めて経験したことだったので、ああ、これかなと思ったのを覚えてます。1年半前のことだから、ここに来るに当たって、昨日いろいろ考えたんですよね。それ自体がもう苦痛でした。皆さんも一緒だと思うんですけど、きょう出席してくださいって言われても、本当はもう苦痛でした。

○ (司会者)

どうもありがとうございました。4番の方いかがでしょうか。

○ (4番)

私の場合は、裁判員裁判自体は、本当に真剣にその期間は取り組もうって思ってたので、仕事を休んで参加しました。会社からは、会社の代表と

して頑張ってきてくださいっていう形で送り出されたんですけども、やっぱりその期間でも自分の仕事はありました。その期間も平日なので電話もかかってきますし、裁判が5時、6時で終わってから会社に戻って仕事をしたりとか、土、日に出て仕事したり、仕事も気になりながら裁判員裁判もやっていたっていう状態が、精神的というよりは2つの仕事をかかえるっていうようなものが結構負担ですね。

○ (司会者)

どうもありがとうございました。ほかの方で、精神的な負担についてはいかがでしたでしょうか。

○ (3番)

私の場合は、通知が来たときに、主人から、断われ、何でそんなのに行かなければいけないのかとか、いろいろ言われて、そういうのが世間的に、一般的に浸透してないということもありました。私は半分興味がありましたので、選ばれないことを期待しながら来たんですけども、幸か不幸か、結果的に選ばれたのですが、最終的にはとても貴重な体験をさせてもらいました。猶予期間がついたので気持ち的には楽になったのですが、1年過ぎたときに、被告の人は一周忌を無事に済ませたのだろうか、あれからどんな暮らしをしてるのかなとか、その人の立場になって考えるようになりました。その後、補充裁判員も合わせて4名の方とメールとか電話番号を交換したときに、世間に余り話せないという重圧をどうにかしたいという話になって、食事会をしたんです。補充裁判員だった方は、選ばれたのは嫌なんだけど、かかわり合いになった限りは、最後までこちらの席に座ってほしい、途中で外れるのはさみしい、悔しいという気持ちがあったみたいなんです。今日の意見交換会に行くと言ったら、予算の都合もあるんでしょうけども、最後まで参加させてほしいということをぜひ伝えてくださいということでした。

○ (司会者)

貴重な御意見しっかりと承っておきます。その後、御主人からは、裁判員裁判に毎回出られて、何か言われなかったですか。

○ (3番)

実は犬を飼ってるので、その世話も負担が大きかったみたいでした。もし主人が選ばれたら大変なことになってたと思います。

○ (司会者)

どうもありがとうございました。

□ これから裁判員になられる方へのメッセージ

○ (司会者)

それでは、今後裁判員になられる方へのメッセージがあれば、一言お願いしたいと思います。1番の方から順にお願いします。

○ (1番)

今日来るに当たって、会社の方たちから、えっ行くのって言われて、国民の義務ですからって言っては来たんです。私は昼からのパートをしてるから、きょうも休みをもらって来たんですけど、なかなか主婦の方たちからは、そこまでしていなくてもいいんじゃないって感じで言われました。そういう人たちには、書類送ってきたら絶対参加してください、してみればわかりますよって、言ってきました。主婦は、普通はこういうことは経験できないですよ。だから私は、仕事場のみんなに、参加した方がいいよって言うようにしています。

○ (司会者)

ありがとうございました。2番の方いかがでしょうか。

○ (2番)

ぶっちゃけて言って、本当に大変です。だけど本当に経験になるし、人生の中のきっかけにもなりました。実は、前の会社をやめて、今、介護関係の学校に行かせてもらってます。1週間ぐらいの経験で、人生経験をひっくり

返される、と言ったらおかしいのかもしれないけど、本当に変わるので、大変だけどみんな経験してみたらっていうのは本当に思います。学校のメンバーや両親にも話せないことがあるので、今でも精神的な不安、負担というのは多々あるのは確かなんですが、やっぱり人生のきっかけになる人もいますので、本当に1回なってみれば良いとは思っています。

○ (司会者)

ありがとうございます。3番の方いかがでしょうか。

○ (3番)

分からない部分は正しく指導してもらえし、めったに経験できない特殊な体験だと思います。この仕事できて誇りにも思ってますし、いろんな意見とかほかの方の考え方とか、そういうのも勉強になったので、友達には、何事も人生死ぬまで勉強よって言いたいです。娘と嫁さんには、呼出しがきたら絶対に参加しなさいよと、こちらから参加させてくださいって書きなさいよっていうことを伝えています。

○ (司会者)

ありがとうございます。4番の方、メッセージはいかがでしょう。

○ (4番)

そうですね。多分、日ごろお仕事を抱えてる方とかは辞退される方が多いと思うんですけども、貴重な体験だと思いますので、選任されたら裁判員裁判というのをしっかり経験して頑張っていたきたいと思います。

○ (司会者)

ありがとうございます。5番の方お願いします。

○ (5番)

私は、会社の今年の十八、九ぐらいの新入社員に、君も将来裁判員に選ばれるかもしれないが、ほかの人にできないような経験ができるし、社会のために貢献できるかもしれないから、そのときは積極的に参加して、一生懸命

頑張っしてほしいと言っています。そして、自分を含めて、こういう経験を
する人がたくさん出てくれば、将来のこれから迎える社会のためにもよいこと
だと思っています。

○ (司会者)

どうもありがとうございました。

□ 記者との質疑応答

○ (司会者)

それでは、これから20分間の予定で、記者の方との質疑応答を行います。
幹事社の方、代表質問をお願いします。

○ (朝日新聞社)

2点についてお聞きしたいと思います。

1点目は、今回裁判員を経験された裁判で、判決に皆さんの意見が十分反
映されたかどうかというところをお聞きしたいと思います。十分に反映さ
れたと思ったなら、どういうところが反映されたか。もうちょっとだったな
と思ったら、どういうところがもうちょっとだったかっていうところまで、
ちょっと覚えている範囲で教えていただければと思います。

○ (司会者)

順にお願いしましょうか。

○ (1番)

私の場合は、1年半前のことですから忘れてしまったところもありますが、
多分反映してもらったとは思っています。前科があった方で、それで刑の期
間をどうしますかということでした。加害者の方が精神疾患ということで、
病院の先生が証人で来られたのですが、私は、薬をたくさん飲んでたこと
によって加害者は事件を起こしたんですか、と聞いたと思います。そういうこ
とが物すごく自分の中では印象に残ってるんですね。それについて審理し
たことは覚えているんです。自分が疑問に思ったことをみんなで話し合ったこ

とを覚えています。

○（司会者）

刑を決めた直後に、自分の意見が通らなかったなというような、そんな気持ちを抱いてたかどうかというところはどうですかね。

○（1番）

いやそれはなかったと思います。

○（司会者）

わかりました。2番の方いかがでしょうか。

○（2番）

ぶっちゃけて言えば、反映されたくなかったです。その人の人生のことなので、自分の気持ちは言うけど、反映されたくはないっていう気持ちがあったけど、やっぱり本当に、みんなの話をまとめた結果だったんで、反映されたかどうかで言えば、反映されたと自分は解釈してます。

○（司会者）

3番の方。

○（3番）

反映されたと思っております。

○（司会者）

4番の方いかがでしょうか。

○（4番）

私はあえて判例とかを余り見ないように、気にしないようにと思って、事実認定というのを向き合ってと思って評議してました。自分の意見が反映されたというよりは、全員で一つの結論を出したっていう印象です。

○（司会者）

5番の方。

○（5番）

割と自分の意見は反映されたと思います。我々は9日間という結構長い期間だったので、お互いに意見をいろいろ言い合って、お互いに判決はすんなり決まったんじゃないかなとは思いました。

○（司会者）

ありがとうございました。

○（朝日新聞社）

もう1点、皆さんにお聞きしたいのが、裁判を通じてふだん会わないような裁判官の人であったり、検察の方であったり、弁護士の方であったり、いわゆる法曹の方とかかわる機会があったと思うんですけども、そういうかかわりの中で、考え方がちょっと違うなとか、感覚がちょっと違うのかなとかっていうのを感じたところがあったのか、なかったのか。例えば量刑の懲役何年にしても、そういうところの考え方、感覚の違いというのを感じたところがあれば教えてください。

○（司会者）

また順に伺いましょうか。

○（1番）

私たち自身は、普通は検察官、弁護士さん、裁判長さんたちとかかわらないですよ。裁判員に選ばれて、こうやってかかわって、人の人生じゃないんですけど、刑を決めるってことはどれほど大変なことかというのもわかったし、漠然とテレビで裁判を見てても、全然違うんだというのもわかったし、たまに裁判長がテレビでニュースに出たりしたときも、ああまだ頑張ってるんだとか、そう思いました。私がいったときの二人の若い裁判官にはもう会えないんだとか、そういうふうに、目がいくようになりましたね。

○（司会者）

感覚とか考え方が、この人らはちょっと違うなという、そんなところはありましたですかね、どうですかね。

○ (1 番)

最初の日はもう、わーって感じだったんですよね。でも 2 日目、3 日目からは、裁判官も裁判員の皆さんも、雰囲気よかったんですよ。裁判員の皆さんには、若い子とか、年配の方もいたんですけど、和気あいあいというか、本音でしゃべれたってというか、そういうのを上手に聞き出してくれたんですよね。私はそういうふうに思いました。

○ (司会者)

ありがとうございました。2 番の方いかがですかね。

○ (2 番)

考え方がどうかは、割と普通なのかなってというのは思いました。立場の違いっていうのか、やっぱり知ってるからっていうのもあるかもしれないけど、自分たちの意見を調整してくれました。言ってることが全く分からないようなこともないし、考え方とかは、全然普通なのだなと思いました。本当に立場の違いで、自分のときは、何かずれたりしたら補正してくれてたような印象をずっと受けてました。考え方が違うとは思わなかったです。

○ (司会者)

3 番の方いかがですかね。検事さんとか弁護士さんとかはいかがでしたか。

○ (3 番)

私の場合、3 人の裁判官が見るからに人がよさそうな感じで、そういう点でも救われたし、そのときのメンバーも話しやすかったんですよね。そういう面ではよかったと思っています。裁判長とか裁判員の方が違う人だったら、また違った結果になったんだろうかという考え方もありますし、その点では恵まれたと思っています。

○ (司会者)

裁判所と接触する機会が多かったんだろうとは思いますが、法廷での検事さんとか弁護士さんの主張、立証活動をごらんになっての感じはどう

でしたか。

○ (3番)

テレビの中の世界だったので、最初はどきどきしていたのですが、判決の日は、ちょっと冷静な感じで見られて、検察官とかの顔色とかも見れた感じだったんですよね。ある意味、傍聴人的な気持ちでしたし、法廷の立派さには感心しました。

○ (司会者)

4番の方、考え方や感覚の違いを感じたかどうかというところはどうですかね。

○ (4番)

その期間の中では特に感じたことはなかったです。もちろんお仕事としてされてるっていうのは、すごくひしひしと伝わってくるものがありました。

○ (司会者)

ありがとうございます。5番の方、お願いします。

○ (5番)

私は、検察官とも弁護人の方も、皆さん冷静だなということが一番感じました。私かというと、もう自分の感情に舞い上がってしまって、なかなか心臓のどきどきが止まらなかったんですけども、そこまで冷静でいられるというのは、すごいことだなと私は感じました。

○ (司会者)

ありがとうございました。予定の時間はちょっと回りましたが、個別の質問、報道関係者の方から、おありの方いらっしゃいますか。

○ (NBC長崎放送)

裁判員裁判に参加される方で、事件によっては凄惨な現場の写真があり、VTRを見ることになって精神的に参ってしまったという方もいらっしゃるという話もありますが、皆さんの事件の場合でですね、そういった証拠品の

写真，VTR何かを見て，気分を害したり精神的にまいったり，体調を崩したりされたりすることはなかったでしょうか。

○（司会者）

2番，3番の方は傷害致死事件を担当されましたが，写真を見たりして，特にお感じになったようなことはございますか。

○（3番）

病院に勤めていましたので，その怪我までは序の口でした。

○（司会者）

2番の方いかがでしょうか。

○（2番）

仕事柄とかそういうことじゃないですけど，比較的そういうのは見てきてるほうだとは思んですけど，はっきり言って，今でも忘れられないです。嫌とかじゃないけど，ふっとしたときにやっぱり思い出してしまうぐらいインパクトが大きかったです。体調を崩すとかではないけど，気になる，出てしまうっていうのはあります。

○（司会者）

死亡の事件ですけど，被害状況の写真は，解剖とかのものですかね。

○（2番）

解剖の終わった写真ですね。

○（司会者）

よろしいでしょうか。ほかに個別の御質問ございますか。

○（NCC長崎放送）

2番の方に一つだけお聞きしたいんですけども，裁判員裁判を経験する前にされていた御職業をやめて，終わった後にまた介護の学生になられたと聞いたんですけども，それは本当にどういった気持ちの変化だったのか，具体的にお願ひします。

○（２番）

もともとは介護のほうに興味があったんです。その証拠のときに、介護の人たちがもうちょっと深く携わってくれれば起きなかったんじゃないかという気持ちがちらっと出てきたんです。限られた空間で、もっと介護に携わる人がいてくれたら起きなかったって、自分は本当に思ったので、とりあえず経験してみようと思って飛び込んだのです。それまでの葛藤とか結構あったんですけど、とりあえず勉強しようっていうことでいきました。

○（NCC長崎放送）

ありがとうございます。

○（司会者）

よろしいでしょうか。それでは裁判員経験者の皆様との意見交換会を終了いたします。裁判員経験者の方々には長時間、意見交換会に参加していただき本当にありがとうございました。皆様からいただいた御意見は、裁判員裁判の改善やより充実した分かりやすい裁判を実現するための貴重な資料になると思います。本日は、ありがとうございました。

（以上）